

在外教育施設への派遣教員に対する在勤基本手当及び住居手当の級の適用に係る基準

教育助成局長裁定
昭和61年1月21日

(趣旨)

第1 在外教育施設教員派遣規則(昭和56年文部省訓令第27号。以下「派遣規則」という。)別表第3の備考に掲げる在勤基本手当の級の適用に係る基準である教職経験年数(以下「経験年数」という。)は、この基準の定めるところにより計算するものとする。

(経験年数の計算方法)

第2 派遣教員の委嘱時の経験年数の計算は、その者が別表1[人事院規則9-8別表第二ル(教育職俸給表(三)級別資格基準表)]の学歴免許等の資格を取得した時以後、派遣教員となる日までに月を単位として行い、第3及び第4による加減を行ったのち、12月未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。

2 派遣期間中の派遣教員の経験年数は、派遣教員となった日より満1年を経るごとに満1年となる日の翌日をもって前項の経験年数に1年を加算するものとする。

(経験年数の換算)

第3 第2の学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴のうち、教員の職務(常勤に限る。)に在職した年数以外の年数については、別表第2に定めるところにより教員として職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数)

第4 第2及び第3の規定に基づいて派遣教員の経験年数を計算する場合においては、次の各号に掲げるところによりその者の経験年数を調整するものとする。

(1) 別表1の備考による年数の調整

(2) 基準学歴区分により次の年数を調整する

基準学歴区分が短大卒に属するもの 2年減

基準学歴区分が高校卒に属するもの 4年減

(3) 派遣教員が教諭等又は教育に関する職等を休職等になった期間(在外教育施設に派遣されることに基づいて休職になったものを除く。)については、別表3により経験年数を調整する。

附 則

この定めは、平成13年1月6日から適用する。

別表 1
別表第二 級別資格基準表

ル 教育職俸給表 (三) 級別資格基準

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
園 長	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 頭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 諭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
養護教諭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
講 師	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	-----	別に定める
助 教 諭	短 大 卒	0	別に定める
養護助教諭	大 学 卒	0	別に定める

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職俸給表 (二) 級別資格基準表の備考第 1 項の規定を準用する。

(参考)
別表第二 級別資格基準表

ヌ 教育職俸給表 (二) 級別資格基準

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 頭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 諭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	2.5
養護教諭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	0	2.5
助 教 諭	大 学 卒	-----	別に定める
	短 大 卒	-----	別に定める
養護助教諭	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
講師・寮母	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
実習助手	大 学 卒	-----	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
専修学校の補助教員	大 学 卒	-----	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める

備考

1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の経験年数

欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一から五までの区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の八の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基準学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
新高3卒	4年	2年	
旧中5卒	5年	3年	1年
旧中4卒	6年	4年	2年

注 基礎学歴の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第10項の規定により高等学校2級普通免許状を授与された者に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。

別表 2

経	歴	換 算 率
国家公務員，地方公務員又は公共企業体，政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
民間における企業体，団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
兵役期間（その期間に引き続き海外によく留された期間を含む。）	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育，医療に関する職務等特殊の知識，技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で，その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能，労務等の職務に従事した期間で，その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下

別表 3

休 職 等 の 期 間	換 算 率
法第79条第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（補償法第1条の2に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項の規定による休職（同項第4号の規定によるものにあつては、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	$\frac{3}{3}$
派遣職員の派遣の期間	
規則11-4第3条第2項の規定による休職の期間	$\frac{2}{3}$ 以下（先行する $\frac{3}{3}$ 休職が公務に基づくもの又は通勤による災害に係るものである場合にあつては、 $\frac{3}{3}$ 以下）
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下
法第79条第1項の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務上の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下（結核性疾患によるものである場合にあつては、 $\frac{1}{2}$ 以下）
規則11-4第3条第1項第4号の規定による休職（職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下
法第79条第2項の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下
大学の運営に関する臨時措置法（昭和44年法律第70号）第8条第1号の規定による休職の期間	$\frac{3}{3}$

備考

- この表により換算する教職等の期間は、復職等の日において受ける俸給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。
- 派遣教員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。